

平成二十三年法律第二百一十五号
復興庁設置法

目次

第一章 総則（第一条）	第二章 復興庁の設置並びに任務及び所掌事務（第二条～第四条）
第二節 組織（第五条）	第三節 復興庁の長及び復興庁に置かれる特別な職（第六条～第十二条）
第三節 復興庁に置かれる職（第十三条～第十六条）	第四節 復興推進会議等（第十七条～第十九条）
第五節 復興局（第十七条）	第六節 雜則（第十八条）
第七節 雜則（第十九条～第二十一条）	附則

（目的）この法律は、復興庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するために必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

（設置）復興庁の設置並びに任務及び所掌事務（内閣に、復興庁を置く。）

（任務）復興庁は、次に掲げることを任務とする。

（第三条）この法律は、復興庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するために必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

（第四条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要な次に掲げる事務をつかさどる。

（第五条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（第六条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（第七条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（第八条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（目的）この法律は、復興庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するために必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

（設置）復興庁の設置並びに任務及び所掌事務（内閣に、復興庁を置く。）

（任務）復興庁は、次に掲げることを任務とする。

（第三条）この法律は、復興庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するために必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

（第四条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要な次に掲げる事務をつかさどる。

（第五条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（第六条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（第七条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（第八条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（目的）この法律は、復興庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するために必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

（設置）復興庁の設置並びに任務及び所掌事務（内閣に、復興庁を置く。）

（任務）復興庁は、次に掲げることを任務とする。

（第三条）この法律は、復興庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するために必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

（第四条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要な次に掲げる事務をつかさどる。

（第五条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（第六条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（第七条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（第八条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

3	復興大臣は、内閣総理大臣を助け、復興庁の事務を統括し、職員の服務について統督する。	5	復興大臣が指定する大臣政務官は、第三項の職務を行うほか、復興大臣の命を受け、特定の復興局の所掌事務に係る政策の企画及び立案並びに政務に關し、復興大臣を補佐する。
4	復興大臣は、第四条第一項に規定する事務の遂行のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。	6	大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。
5	復興大臣は、第四条第一項に規定する事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。	7	前条第七項の規定は、大臣政務官について準用する。
6	復興大臣は、前項の規定により関係行政機関の長に対し、勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。	8	大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。
7	復興大臣は、第五項の規定により勧告した事項に関する必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。	9	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聞くものとする。
(副大臣)		10	大臣補佐官は、非常勤とすることができる。
第九条	復興庁に、副大臣二人を置く。	11	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聞くものとする。
2	復興庁に、前項の副大臣のほか、他の府省の副大臣の職を占める者をもつて充てられる副大臣を置くことができる。	12	大臣補佐官は、内閣が行う。
3	副大臣は、復興大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理する。	13	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聞くものとする。
4	各副大臣の行う前項の職務の範団については、復興大臣の定めるところによる。	14	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聞くものとする。
5	復興大臣が指定する副大臣は、第三項の職務を行なうほか、復興大臣の命を受け、特定の復興局の所掌事務に係る政策の企画及び立案並びに政務に關し、復興大臣を補佐する。	15	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聞くものとする。
6	副大臣の任命は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。	16	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聞くものとする。
7	副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国務大臣が全てその地位を失つたときに、これと同時にその地位を失う。(大臣政務官)	17	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聞くものとする。
第十一条	復興庁に、大臣政務官を置くことができる。	18	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聞くものとする。
2	大臣政務官は、他の府省の大臣政務官の職を占める者をもつて充てる。	19	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聞くものとする。
3	大臣政務官は、復興大臣を助け、特定の政策及び企画に參画し、政務を処理する。	20	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聞くものとする。
4	各大臣政務官の行う前項の職務の範団については、復興大臣の定めるところによる。	21	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聞くものとする。
第二十一条	復興庁は、別に法律で定めるところにより、令和十三年三月三十一日までに廃止するものとする。	二	東日本大震災からの復興のための施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
第二十二条	復興庁は、内閣総理大臣の申出により、内閣総理大臣が任命する。	三	前二項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。
第二十三条	復興庁に、復興推進会議(以下「会議」という。)を置く。	四	委員長及び委員は、関係地方公共団体の長及び優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣の任命する。
第二十四条	会議は、次に掲げる事務をつかさどる。	五	復興局は、復興庁の所掌事務のうち、第四条第一項第二号及び第三号並びに第二項各号に掲げたる事務の全部又は一部を分掌する。
第二十五条	一 東日本大震災からの復興のための施策の実施を推進すること。	六	復興局が分掌する前項の事務には、管轄区域の全部又は一部の区域内において、東日本大震災からの復興に關する各種の事業の推進に関し、関係行政機関及び関係地方公共団体の職員、関係民間事業者等が參加して必要な協議、調整等を行うための組織体に関する事務が含まれるものとする。
第二十六条	二 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。	七	復興局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。
第二十七条	一 東日本大震災からの復興のための施策の実施状況を調査審議し、必要があると認める場合に内閣総理大臣に意見を述べること。	八	復興局の所掌事務及び内部組織は、復興庁令で定める。
第二十八条	二 内閣総理大臣の諮問に応じて、東日本大震災からの復興に関する重要事項を調査審議し、及びこれに關し必要と認める事項を内閣総理大臣に建議すること。	九	前項の内部組織の編成に當たつては、管轄区域における被災地域の地理的状況に配慮するものとする。
第二十九条	三 福島復興再生特別措置法第百十二条第四項、第百十五条第六項又は第百十六条第二項の規定により同法第百二十七条第一項に規定する主務大臣に意見を述べること。	十	前各節に定めるもののほか、復興庁令で定める。
第三十条	四 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係のある公私の団体に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。	十一	前各節に定めるもののほか、復興庁令で定める。
第三十一条	五 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であつて調査審議の対象となる事項に關し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。	十二	前各節に定めるもののほか、復興庁令で定める。
第三十二条	六 政令で設置される同条第一項の職につき、その新設、改正及び廃止をしたときは、その状況を次の国会に報告しなければならない。	十三	前各節に定めるもののほか、復興庁令で定める。
第三十三条	七 政令で設置される同条第一項の職につき、その新設、改正及び廃止をしたときは、その状況を次の国会に報告しなければならない。	十四	前各節に定めるもののほか、復興庁令で定める。
第三十四条	八 一覧表を官報で公示するものとする。	十五	前各節に定めるもののほか、復興庁令で定める。
第三十五条	九 (復興庁の廃止)	十六	前各節に定めるもののほか、復興庁令で定める。
第三十六条	一 東日本大震災からの復興のための施策の実施を推進すること。	十七	前各節に定めるもののほか、復興庁令で定める。
第三十七条	二 政府は、少なくとも毎年一回復興庁の組織の	十八	前各節に定めるもののほか、復興庁令で定める。
第三十八条	三 政令で設置される同条第一項の職につき、その新設、改正及び廃止をしたときは、その状況を次の国会に報告しなければならない。	十九	前各節に定めるもののほか、復興庁令で定める。
第三十九条	四 政令で設置される同条第一項の職につき、その新設、改正及び廃止をしたときは、その状況を次の国会に報告しなければならない。	二十	前各節に定めるもののほか、復興庁令で定める。
第四十条	五 政令で設置される同条第一項の職につき、その新設、改正及び廃止をしたときは、その状況を次の国会に報告しなければならない。	二十一	前各節に定めるもののほか、復興庁令で定める。

附 則		抄
第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。		

とあるのは「復興庁令」と、同法第二条第四項中「内閣府令（告示を含む。）・主務省令」とあるのは「復興庁令（告示を含む。）・主務省令」とある、「内閣府令・主務省令」とあるのは「復興令・主務省令」と、同法第十二条第九項中「内閣府令（告示を含む。）・主務省令」とあるのは「復興令」と、同法第三十五条及び第三十六条中「内閣府令・主務省令」とあるのは「復興令・主務省令」と、同法第四十八条第三項中「内閣府令・農林水産省令・国土交通省令」とあるのは「復興令・農林水産省令・国土交通省令」とあるのは「復興令・農林水産省令・国土交通省令」と、同法第四十九条第二項及び第五十五条第二項中「内閣府令・農林水産省令」とあるのは「復興令・農林水産省令」と、同法第四十九条第六項中「内閣府令・国土交通省令・環境省令」とあるのは「復興令・国土交通省令・環境省令」とあるのは「復興令・国土交通省令・環境省令」と、同法第五十三条第五項・第五十四条第四項及び第九項並びに第五十六条第三項中「内閣府令・国土交通省令」とあるのは「復興令・国土交通省令」と、同法第八十七条中「又は各省」とあるのは「復興令又は各省」と、「又は省令」とあるのは「復興令又は各省」と、「又は省令」とあるのは「復興令（告示を含む。）又は省令」と、同法第八十八条规定中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣、厚生労働大臣」と、「地方支分部局」とあるのは「復興局又は地方支分部局」とする。

（内閣府令の効力に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前に株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の規定（内閣府本府の所掌事務に係るものに限る。）により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令は、この法律の施行後は、前条第一項の規定により読み替えて適用する株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の相当規定（復興庁の所掌事務に係るものに限る。）に基づいて発せられた相当の第七条第三項の復興令としての効力を有するものとする。

この法律の施行前に東日本大震災復興特別区城法の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令は、この法律の施行後は、日本大震災復興特別区城法の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項の復興令としての効力を有するものとする。

この法律の施行前に東日本大震災復興特別区域法の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令は、この法律の施行後は、前条第三項の規定により読み替えて適用する。東日本大震災復興特別区域法の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項の復興庁令としての効力を有するものとする。
(処分等に関する経過措置)
第五条 この法律の施行前に法令の規定により内閣府の長である内閣総理大臣がした認定、指定

その他の処分又は通知その他の行為（当該処分又は行為に係る権限がこの法律の施行後も内閣府の長である内閣総理大臣の権限とされるものを除く。）は、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、復興庁の長である内閣総理大臣がした認定、指定その他他の処分又は通知その他の行為とみなす。

この法律の施行の際現に法令の規定により内閣府の長である内閣総理大臣に対してされいる認定の申請その他の行為（当該行為に係る権限がこの法律の施行後も内閣府の長である内閣総理大臣の権限とされるものを除く。）は、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、復興庁の長である内閣総理大臣に対してされた認定の申請その他の行為とみなす。

（政令への委任）

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 **（平成二四年三月三一日法律第二五号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十二条、第二十六条、第二十七条、第五章第一節及び第六章並びに附則第三条、第六条、第八条から第十三条まで、第十七条、第二十四条及び第二十六条の規定 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日
（政令への委任）

第二十七条 この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 **（平成二四年五月一一日法律第三一号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 **（平成二四年六月二七日法律第四七号）抄**

（施行期日）

（施行期日）
二号 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（政令への委任）
第十条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二五年六月一九日法律第四
八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則 （平成二五年一月一一日法律第
九八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二五年一二月一三日法律第
一〇七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
い日

一 略

二 附則第五条及び第六条の規定 この法律の
公布の日又は産業競争力強化法（平成二十五
年法律第九十八号）の公布の日のいずれか遅
い日

（産業競争力強化法の一部改正に伴う調整規定）

第六条 産業競争力強化法の施行の日が国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の施行の日前である場合には、前条のうち産業競争力強化法附則第四十四条の改正規定中「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）」とあるのは、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）」とする。

（復興庁設置法の一部改正に伴う調整規定）

第十二条 この法律の公布の日が産業競争力強化法の公布の日前である場合には、附則第五条（産業競争力強化法附則第四十四条の改正規定に係る部分に限る）及び第六条の規定は、適用しない。

附 則 （平成二六年四月一八日法律第二
二号）抄

<p>附 則 (平成二十九年五月一九日法律第三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成三十一年五月二三日法律第二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成三十一年五月二三日法律第二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第一略</p> <p>第二条 第五条及び第七条の規定並びに附則第十八条、第二十条、第二十四条、第二十一条、第二十八条及び第三十条の規定、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (令和元年五月三一日法律第十六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第一略</p> <p>第二条 第五条及び第七条の規定並びに附則第十八条、第二十条、第二十四条、第二十一条、第二十八条及び第三十条の規定、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (令和元年五月三一日法律第十六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
--

<p>第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、第一条から第三条までの規定による改正後の復興庁設置法、東日本大震災復興特別区域法及び福島復興再生特別措置法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(その他の経過措置の政令への委任)</p> <p>第十九条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。</p>
--

<p>第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、第一条から第三条までの規定による改正後の復興庁設置法、東日本大震災復興特別区域法及び福島復興再生特別措置法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(その他の経過措置の政令への委任)</p> <p>第十九条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるものほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。</p>

<p>第二条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第三条中福島復興再生特別措置法第四十八条の第二項の改正規定、同法第四十八条の三第七項の改正規定、同法第四十八条の六第一項の改正規定、同法第四十八条の八(見出しを含む)の改正規定、同法第四十九条の次に一条を加える改正規定、同法第七十六条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十条の改正規定、同法第八十八条の次に一条を加える改正規定並びに同法第六章みなす。</p> <p>第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。)の相当規定により相当の規定と同一の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。</p>

附 則（令和六年六月二一日法律第六一
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（調整規定）

第四条 この法律の施行の日が官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第八十六号）の施行の日前である場合には、同法第七条のうち復興庁設置法附則第三条第一項の表に次のように加える改正規定中「表に」とあるのは、「表情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）」の項の次に」とする。